

板橋区長 坂本 健 様

2009 年度板橋区予算に対する予算要望書

2008 年 12 月 12 日

日本共産党板橋地区委員会
日本共産党板橋区議団

板橋区長 坂本 健 様

2009 年度予算編成に関する要望書提出にあたって

本日、日本共産党板橋区議団と同地区委員会は、区政全般にわたる 2009 年度予算編成に関する要望をまとめましたので提出いたします。

アメリカの金融危機に端を発した急速な景気悪化は、雇用と中小商工業者の営業、区民生活に深刻かつ重大な打撃を与えています。さらに小泉内閣以来の「構造改革」路線＝社会保障費削減路線によって、医療や介護、生活保護などあらゆる面で深刻な社会問題が引き起こされています。

私たち区議団が今年 8 月から取り組んだ「区民生活アンケート」には 2, 300 名を超える回答がありましたが、7 割の人たちが「暮らし向きが悪くなった」と答えています。区民の暮らしの実態を直視して、しっかりとささえるために、削ってきた現金給付事業や区民のための施策を元に戻し、自治体の責任を後退させ、区民への負担増をもたらしてきた「経営刷新計画」を中止することを強く求めます。積み上げられた 462 億円（2008 年度当初予算）の基金は、区民の暮らしの支援に積極的に活用することを求めます。

今、区民の命と暮らしを守ることを最優先にする区政のあり方が、根本から問われています。「自治体財政健全化法」は、住民の命や暮らしよりも「収支」を優先させることになりかねないものです。「自治体は住民のためにある」という基本は、財政収支の均衡よりもっと重いものであり、自治体の存在意義の根本が問われる問題です。

そして、なによりも板橋区が、日本国憲法にうたわれた恒久平和と基本的人権を守る立場を区政のすみずみに活かす姿勢を貫くことを強く求めます。

本予算要望のとりまとめにあたっては、区民各層から広く意見を聞き、懇談をすすめてまいりました。区民のみなさんからお寄せいただいた切実な要望をぜひとも来年度予算に反映していただきますよう、よろしく願いいたします。

2008 年 12 月 12 日

日本共産党板橋地区委員会
日本共産党板橋区議団

2009年度板橋区予算に対する重点要望

- ①「経営刷新計画」を中止すること。
- ②「国民健康保険」事業において、保険料滞納を理由にした「保険証取り上げ」「資格証の発行」をただちにやめること。
- ③国民健康保険料の板橋区独自の引き下げを検討すること。当面、独自の保険料減免・減額制度の大幅拡充をすること。
- ④介護保険料を引き下げること。
- ⑤75才以上の高齢者の医療費を無料にすること
- ⑥住民税の独自減免を拡大すること。
- ⑦中小業者への区の直貸し制度をつくること。
- ⑧住宅リフォーム資金助成事業を再開すること。
- ⑨公衆浴場確保のための特別な対策をとること。
- ⑩小規模事業者登録制度の活用を広げること。
- ⑪区として、家賃助成制度をつくること。
- ⑫板橋区で働く非常勤、パート労働者の時給を1,000円以上に引き上げること。一時金、退職金を支給すること。
- ⑬全国学力テストへの参加をやめること。
- ⑭少人数学級を区独自で行うこと。
- ⑮学校図書をより充実させること。
- ⑯教育費にかかる私費会計を見直し、大胆な軽減策を打ち出すこと。
- ⑰栄町保育園を、閉園することなく存続させること。その際、区立区営で行うこと。
- ⑱区役所庁舎南館建替え計画は凍結し、区民合意に基づいて再検討すること。
- ⑲上板橋駅前南口再開発計画を中止すること
- ⑳特別養護老人ホームを新・増設すること
21. 区立保育園を新・増設すること
22. 学童クラブ、児童館を児童福祉法に基づき、存続、充実させること。

<目次>

1. 高齢者福祉の充実を	5
2. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を	8
3. 安心して子どもを産み育てられる支援を	15
4. どの子ども伸びる、ゆきとどいた教育を	18
5. 雇用・中小商工業者、農業への支援の強化を	23
6. 住まいは人権。安心して住み続けられるまちづくりを . . .	26
7. 環境施策の充実と大気汚染対策を	30
8. 文化・スポーツ・社会教育の充実を	33
9. 区民参加・住民自治を貫き、民主的行財政運営を	35
10. 憲法と平和都市宣言を活かす区政に	38
11. 地域要望	40

1. 高齢者福祉の充実を

今、高齢者の暮らしは増税、介護保険料の負担増、国民健康保険料の負担増、さらに社会保障にかかる負担増など、厳しさが広がり続けています。後期高齢者医療制度は、高齢者から「長生きをするなど政治にいられているようだ」との声となり、大きな怒りが広がっています。一方では、介護保険事業は当初から懸念されていたように、「保険あって介護なし」という事態を広げています。介護を必要としている区民すべてに、必要な介護を保障できる板橋区独自の高齢者福祉施策の充実こそ求められています。

I. 介護保険制度にかかわって

(国・東京都へ要望していただきたい)

〔重点要望〕

1. 必要な介護の保障もままならず、国民に負担増を押しつける一方の「介護保険制度」について、制度の廃止を含む抜本的な見直しを求めていただきたい。
2. 労働条件・身分保障の低さを最大の原因とする福祉現場におけるマンパワー不足の改善のため、国の財源補償額を増やし、労働条件・身分保障を改善していただきたい。
3. 介護保険適用の療養型病床の廃止と、医療保険適用の療養型病床の削減を白紙撤回し、不足する基盤整備への国の財源枠を増やすよう求めていただきたい。
4. 特別養護老人ホームや老人保健施設の個室化推進は、ホテルコスト導入により、入りたくても入れない「介護難民」を生じます。その計画自体の見直しと同時にホテルコストをなくすよう、求めていただきたい。
5. 地域密着型サービス事業に対する国と東京都の財政支援強化を求めていただきたい。
6. 日中独居となっている高齢者に対しては、「生活介護」を認めないという条件をなくすよう、改善を求めていただきたい。
7. 低すぎる介護報酬額を、保険料に響かないように引き上げるため、国の財源枠を増やすよう求めていただきたい。
8. 軽度の要支援・要介護高齢者から一律車いす、特殊寝台などを利用できなくした条件を見直し、必要な人には必要な福祉機器が利用できるよう求めていただきたい。
9. 医療機関内でのヘルパー利用について、「介護保険適用」を求めていただきたい。
10. 自宅で要介護3以上の介護者を介護している家族に対し、「家族介護手当」を保障できるように求めていただきたい。
11. 都立ナーシングホームについて、民営化計画をやめ、都立都営での存続を強く求めていただきたい。

12. パーキンソン病患者への認定審査に対しては、一日の総合的な状態から判定する要改善を求めている。

(区への重点要望)

1. 「介護給付費準備基金」を活用して、第4期事業計画における保険料については、引き上げず、特に低所得者に対する軽減が図れるよう、保険料所得段階の細分化など、配慮していただきたい。
 2. 度重なる高齢者の負担増のもとでの介護の利用に対し、区独自の利用料軽減事業を実施していただきたい。
 3. 区独自で実施している「生活困難者」に対する保険料の軽減事業について、その要件緩和措置をさらに図っていただきたい。
 4. 社会福祉協議会が実施している「ぬくもりサービス」の利用料を引き下げてください。
 5. 地域密着型サービス事業の基盤整備に対する区独自の支援策を創設して下さい。
 6. 区の介護保険対象事業に、移送サービスを入れてください。
 7. 要介護1から要介護5までの介護認定を受けている区民に対し、税の申告の際に「障害者控除」が受けられることを「広報いたばし」に掲載してください。また、関連各施設、事業所等にその内容を掲示するよう指導ください。
-
1. いわゆる介護保険の介護として認められていない「すきま」対策として、おとしより保健福祉センターで実施している生活支援ヘルパーの対象者を介護保険認定者でも利用できるよう、拡充していただきたい。
 2. おとしより保健福祉センターにおいて、2級のヘルパー養成講座を実施していただきたい。
 3. 小規模特養ホームの建設計画を進めていただきたい。

II. 高齢者の福祉サービスの充実を

(国と東京都に要望していただきたい)

[重点要望]

1. シルバーパス事業において、平成17年度まで非課税だった対象となる都民はすべて1000円に、また、課税者については、応能によるシルバーパス券購入額となるよう、改善を求めている。
2. 老人福祉手当や老人医療費助成事業など、中止した事業にかわる経済的支援事業を東京都の制度として創設することを求めている。

(区への重点要望)

1. 高齢者の暮らしを支援する事業として、「高齢者元気リフレッシュ事業」は、継続すると同時に、その内容拡充、対象者拡充を図ってください。
 2. 新宿区のような高齢者の入院に対する医療費助成事業を創設してください。
 3. 日常生活用具の事業に、車椅子とベッドの貸与を入れてください。
 4. 配食サービスの民間任せはやめ、また利用者の負担軽減を図ってください。
-
1. ふれあい館の指定管理者への予算を増やし、職員の雇用改善で安定した運営となるようにしてください。
 2. 高齢者家賃助成事業を復活してください。
 3. 銭湯代が値上がり、さまざまな負担増ともあいまって高齢者は利用しにくくなりました。敬老入浴事業を無料にもどしてください。また、一人当たりの配布枚数の拡大と、それに見合う浴場組合への補助金増額を図ってください。
 4. 区内の浴場で実施している介護予防体操事業の回数を月1回から2回に増やし、補助金も増やしてください。
 5. 板老連の事務機器購入や、事務員の配置に対する助成を行い、団塊の世代が老人クラブに入ってさまざまな分野で活躍できる支援強化を図ってください。また、板老連本部への助成金の拡充と、事務所を高齢者が集いやすい場所へ移転してください。
 6. 市川市などが実施している、「還暦式」を、地域における高齢者の力を引き出し、いわゆる高齢者の引きこもり対策としても、区が取り組むことを検討してください。

2. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を

毎年自然増分で2, 200億円を減らし続ける国の政策によって、社会保障制度が機能しないばかりか、逆に負担増となっけくらしにのしかかっている事態です。板橋区民に広がる、命の格差、医療の格差、くらしへの格差に対して、区民の命と健康を守る自治体としての使命を、最大限発揮することが急務です。すべての国民の命が平等に大事にできる社会保障の確立を願ひ、区の果たす役割を、区民の社会保障最優先とするよう、強く求めます。

(国・東京都などに要望していただきたい)

[重点要望]

1. 後期高齢者医療制度の中止・撤回を強く求めていただきたい。
2. 国連障害者権利条約の批准をするよう強く働きかけ、障害者差別禁止法の制度創設をはじめとする国内法の見直しを求めていただきたい。また条約に反する障害者自立支援法の利用料応益負担を本人所得の応能負担にもどすよう求めていただきたい。
3. 生活保護制度の基準引き下げをしないよう強く求めていただきたい。
同じく老齡加算・母子加算の廃止を中止し、元に戻すよう強く求めていただきたい。
4. 児童扶養手当の基準を拡充するよう、強く求めていただきたい。
5. 都立老人医療センターと豊島病院の都立都営存続を強く求めていただきたい。
6. 豊島病院のNICUと、産科外来を一日も早く復活するよう強く求めていただきたい。
また、すべての病棟を開設するよう求めていただきたい。
7. 無年金者、低所得者のために、「最低保障年金制度」の確立を強く求めていただきたい。
8. 特定健診に対する国と東京都の財政負担拡充を強く求めていただきたい。
9. 75歳以上の高齢者に対する健診事業に対する財源保障を、国と東京都に強く求めていただきたい。
10. 看護師不足、医師不足の解決に、関連法の改正含め、緊急にすすめるよう強く求めていただきたい。
11. 凍結状態となっている70歳から74歳前の高齢者が医療機関にかかったときの窓口負担引き上げを、中止・撤回するように強く求めていただきたい。
12. パーキンソン、潰瘍性大腸炎が引き続き難病指定として医療費助成が受けられるよう、強く求めていただきたい。
13. ウイルス性肝炎患者への医療と生活保障を強く働きかけ、早期発見・早期治療の確立

を進めるよう求めていただきたい。

14. 児童扶養手当について、02年の法改正により5年間支給した世帯に対する来年度以降の最大で半額とする減額を実施しないことを強く求めていただきたい。
15. 食品への監視体制と指導強化を図り、不正表示などに対する罰則強化をはかっていただきたい。
16. 輸入食品のチェック体制を強化するため、検査職員を増やすよう強く求めていただきたい。
17. 「食品安全基本法」に、予防原則を位置付け、バイテク技術や、遺伝子組換えを、生産の段階からさせないように、また輸入食品については、持ちこませないように強く求めること。また食品の無表示および不正表示に対する罰則を作ること
18. ようやく和解し、大気汚染公害患者に対し医療費助成が始まりましたが、気管支喘息しか認められず、対象を「慢性気管支炎、肺気腫など」も広げ、申請手続きに係る住民票の手数料を助成するよう、求めていただきたい。
19. 東京都に対し、手話通訳派遣事業の再開を求めていただきたい。
20. 梅ヶ丘病院の存続を強く求めていただきたい。
21. 国が「乳幼児・子ども医療費助成事業」を実施するよう求めていただきたい。

(区に対する重点要望)

1. 高齢者医療については、区の一般財源から補助金を出し、保険料を引き下げてください。「資格証」の発行をしないでください。
2. 区独自での入院などに対する「医療費助成制度」を創設するなど、医療費の軽減を図ってください。
3. 障害者自立支援法にともなう応益負担を国が中止するまでの間、区独自で応能負担とし、負担軽減を図ってください。
4. 特定健診事業は無料を存続してください。また、区独自の健診事業については、無料で存続すると同時に、改善拡充を行ってください。特に、保健指導については「医師会」も入れること。また区として生活保護世帯で、通院している人についても健診事業を実施してください。
5. 国民健康保険事業で、①資格証の発行をやめること②職員の人員増など、体制強化を図ること③これ以上国保料をあげないよう最大の努力を図ってください。
6. 障害児の卒後を、在宅にさせないため、必要な施設の増設置を図ってください。
7. 障害者の雇用について、特に知的と精神障害者の就労の場を、庁内、出先機関で「過渡的就労」「職場体験学習」も含め、大きく広げてください。また、就労先での定着を図るためにも、「ジョブコーチ」の拡充強化を図ってください。
8. 乳幼児・子ども医療費助成事業において、「食事療養費」の自己負担分も助成して

ください。

9. 障害者団体への補助金を増やしてください。
10. グループホーム・ケアホームの整備に、区営住宅の活用も含め、区の土地や建物で可能なところについては、貸し出しをしてください。
11. 生活保護世帯に対し、法外援助事業を拡充してください。
12. 重度身体障害者グループホーム「さやえんどう」への家賃助成については、今後も継続してください。
13. 狭く、老朽化も激しい「とくまる福祉作業所」について、一日も早く移転出来るよう、区の建物・土地の活用含めて緊急に対策を進めてください。
14. 気管支喘息患者や難病患者が、医療費助成などの申請を行う際にかかる手数料について、国や都が実施するまで、区として助成をしてください。
15. 「リバースモーゲージ」については、人権尊重の立場で対応し、「ありき」で進めないこと。

Ⅰ. 区民の命と健康を守り、安心して暮らすことの出来る福祉施策の充実を求めます。

【国・東京都に求めている】

1. 被爆者援護法の制定を求めている。
2. 「全身性障害者介護人派遣事業」において保障されていた重度訪問介護の報酬単価に見合う、報酬額への改善を強く求めている。
3. 最重度の障害者に対するヘルパー派遣を今後も保障するため、研修期間の生活保障を求めている。
4. 障害者などの無年金者への公的社会保障を行うよう求めている。
5. 難病患者への医療費助成対象を拡大し、医療体制の整備、患者・家族への支援体制の整備を国・都に働きかけていただきたい。
6. 障害者手帳を持たない「高次脳機能障害者、若年性認知症、吃音症、難病患者」の人に対し、福祉・就労などの支援を推進・拡充するよう求めている。
7. 重度の障害児の学童クラブを保障できるように、特別支援学校の活用も含め、東京都と連携して実施をするように求めている。
8. 成年後見人制度を利用する際の費用を引き下げ、利用しやすいように改善を求めている。
9. 障害者の通所施設などで、「医療的ケア」が行えるように求めている。
10. 心身障害児総合医療療育センターに「重度心身障害児通所事業」が実施できるように、都に求めている。
11. 生活保護世帯や基準以下、境界層など低所得者に対し、地上デジタル化・火災報知機

設置義務化に対する補助を実施するよう求めていただきたい。

12. すべての通所施設を利用する障害者に対し、交通費補助を国の制度で実施できるように求めていただきたい。
13. パーキンソン病の特定疾患認定審査については、医師の診断により投薬、治療を開始したときから認定としていただきたい。
14. グループホーム、ケアホーム整備のため、公有地が活用できるように働きかけ、あわせて家賃助成増額についても働きかけていただきたい。

【区に対する要望】

(1) 低所得者への社会保障について

1. 生活保護世帯、また保護基準以下、あるいは境界層に対して、地上デジタル化、火災報知機設置義務付けへの補助を区として実施していただきたい。
2. 生活保護世帯への「辞退届け」を強制しないでいただきたい。
3. 福祉事務所の職員を増やしていただきたい。

(2) 路上生活者の命と健康を守り、生活保障と仕事確保を

1. 路上生活者の自立のために、アパートの確保など、住まいの保障、都営、区営住宅の活用を強めていただきたい。
2. 仕事への意欲を失い、人間不信などに陥った路上生活者への適切な助言や精神面のフォローを行い、社会復帰できるようにソフト面の施策を強めていただきたい。また庁舎関係などでの何らかの就労場所が提供できないか検討してください。

(3) ひとり親家庭の自立支援強化を

1. 母子支援施設の増設置を図っていただきたい。
2. 国の法改正の影響を受けて、手当額が大きく減額となる世帯に対し、区としての何らかの支援を図っていただきたい。
3. ひとり親家庭で、資格を取るための研修期間に対する保育の保障を図っていただきたい。

(4) 原爆被爆者に対する公的な支援を

1. 補助金の増額を図っていただきたい。
2. 観劇に対する補助内容の拡充をはかっていただきたい。

(5) 区民の医療を受ける権利を守る施策充実を

1. 在宅酸素患者に対し、区独自での電気代助成を図っていただきたい。

2. 高齢者の療養型病床に対する診療報酬包括化により生じている「医療難民」に対し、区としての「相談窓口」を設置し、区内医療機関と連携し対策を講じていただきたい。
3. 国保料を払えない区民から、文書送付、あるいは訪問によっても会えない場合など、事情を把握できないまま「資格証」の発行をしないこと。払えない区民が相談先としてよりどころとなる区の対応を行っていただきたい。

(6) 自立支援法から障害者を守り、地域で障害者が生きていける施策充実を

1. はすねっこのような重度の障害児の放課後対策事業を区として拡充してください。そのためにも区内の都立特別支援学校についても、障害児の放課後対策に利用できるよう、東京都と連携もはかっていただきたい。
2. 卒後、就労への訓練場所として、「福祉工場」あるいは専門学校のような一般就労につなげるための施策を実施してください。また一般企業への就労に対し、ジョブコーチの拡充をしていただきたい。
3. 一般企業への就労先を区としてさらに開拓していただきたい。ハートワークの中に、重度肢体不自由者の就労支援を位置づけていただきたい。
4. 移送サービス事業を地域生活支援事業として実施していただきたい。
5. 福祉園などへの通所については、週5日間保障していただきたい。
6. 重度障害者の介護を支えるため、ヘルパーなどの報酬に区独自で上乘せをして、安定した雇用が図れるようにしていただきたい。
7. 緊急一時保護を長期休業中利用できるよう、赤塚ホーム以外にも増設拡充していただきたい。また福祉園でも緊急時の利用延長など、一時的に預かれるようにしていただきたい。
8. 福祉園に該当しない区分認定となった軽度の障害者に対し、自立訓練の場として地域活動支援センターを区として開設していただきたい。
9. 災害時の避難所として、福祉園、都立特別支援学校を障害者関係の避難所として入れていただきたい。
10. 聴覚障害者への相談体制を強化充実していただきたい。
11. 障害者の総合相談システムの拡充を図っていただきたい。そのためにも「難病患者」のセンター的機能を持ち合わせた第二の障害者福祉センターを、東上線沿いに設置し、「緊急一時保護」事業も行っていただきたい。障害者の24時間体制の総合相談を設置していただきたい。
12. 福祉タクシー券の拡充を図っていただきたい。愛の手帳3度、内部障害者3級への拡大を図ってください。
13. 板橋福祉事務所に配置されている手話通訳者を正規職員とし、通訳不在の状態の改善を図っていただきたい。
14. 区分認定により、これまで通りのサービスを受けられないようなことがないように、必

要な福祉サービスは保障していただきたい。

15. 福祉園の定員を増やしてこれ以上の詰め込みを行わないでいただきたい。また、各福祉園で実施するデイサービスについては、専任の職員が配置できるよう、また場所の保障を図ること、そして職員、家族、園生の合意のもとで進めるようにしていただきたい。
16. 障害児の余暇活動事業を実施している団体への助成額を拡充していただきたい。
17. 各福祉園への指定管理料を増やし、生活介護施設に移行しても指導員の安定した雇用を図り水準の後退をさせないようにしていただきたい。
18. 緊急一時保護施設「赤塚ホーム」の利用制約について、3ヶ月先まで予約可能にすることと、レスパイトを増やし、医療的ケアに対応していただきたい。
19. 区営住宅、区有地、区の空き施設についても、重度の障害者グループホーム・ケアホームの利用が出来るようにしていただきたい。
20. デイサービス「かたぐるま」に対する助成をはかっていただきたい。
21. 有償福祉移送サービス事業者に対し、「移送サービス事業」を継続できるよう、地域生活支援事業に組み入れ、区の助成を実施していただきたい。
22. まえの福祉作業所の移転先を見つけていただきたい。
23. 新たな生活介護施設について、2010年度開設とすること。また都の事業である「重度心身障害児通所事業地域施設活用型」を実施していただきたい。
24. 就労継続型施設については、工賃保障のためにも区の仕事、区関連の仕事を発注していただきたい。
25. 介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具・日常生活用具、それぞれに負担上限が設定されていますが、複数利用への上限を設け、負担軽減をはかっていただきたい。
26. 生活介護施設に移行する区立の全福祉園で医療的ケアが行える体制を整備していただきたい。

(7) 精神障害者の自立と社会参加の促進を

1. 精神障害者の通院・医療の継続のために、自立支援医療費の自己負担額に対し、軽減を区独自で行っていただきたい。
2. 精神障害者の施設利用料について、一人ひとりに合わせた利用時間などが保障できるよう、自己負担額の軽減を図っていただきたい。
3. ソーシャルハウス事業に対する区の独自支援を継続していただきたい。
4. 「過渡的雇用」の場の開発を、庁舎関係も含め行っていただきたい。
5. 重度の精神障害者へのタクシー券支給を実施していただきたい。
6. グループホーム運営費への補助金増額をしていただきたい。
7. 民間家主のグループホームに対し、支援策として税金の優遇支援をするなど、何らかの支援強化を図っていただきたい。

(8) 難病患者の命と健康を守る支援強化を

1. 難病患者の生活実態調査を実施していただきたい。
2. 自己負担分への区独自助成を図っていただきたい。
3. 難病患者が短時間でも働ける就労の場を開拓していただきたい。
4. 難病患者が「社会的入院」とならないよう、「通院費助成」、福祉タクシー券の拡充を図っていただきたい。

(9) 区民の健康づくり、健診事業の充実を

1. 8020 運動（歯科検診）を充実するため、健診年齢の更なる拡充と啓発事業の強化を図っていただきたい。
2. 看護師不足による廃院をさせないため、急患・休日診療を実施する区内の医療機関に対し、助成措置を図っていただきたい。
3. 板橋区の東部のほうにも乳がん健診が出来るよう医師会と相談して行っていただきたい。

(10) 母と子の健康を守る施策充実を

1. 新しくできる保健所に、乳児検診時などに、親の育児不安などに対する相談、心のケアができるようにしていただきたい。
2. 保健師の増配置を進めていただきたい。
3. 母親学級・両親学級・その他育児講座について、土曜・日曜実施日の拡充を図っていただきたい。
4. アレルギーに対する相談の充実や、除去食・検査費用への区の助成を実施していただきたい。
5. 区立保育園での「食育」を進めていただきたい。そのためにも栄養士を全園に配置していただきたい。
6. 産後一ヶ月健診の助成を行っていただきたい。
7. 新生児訪問の委託料の引き上げ、助産院設置やオープンシステムの検討など助産院、助産師への支援を強めていただきたい。

(11) 食品衛生・安全を守る施策の強化を

1. 遺伝子組み換え食品に対する安全対策、情報提供、表示義務付けなどの指導強化とともに、区内保育園・学校・福祉施設などでの使用がされないよう、調査、指導を徹底していただきたい。
2. 区内の食品加工、販売、製造に関わるすべての業者に対する消費期限日時の不正などを監察する機能を区独自でも強化するため、食品衛生監視員の増配置など、体制強化

を図っていただきたい。

3. 区内の井戸水や、工場からの排水に対する安全を、区として責任を持って調査していただきたい。同時に検査項目を増やすなど、調査の充実を図っていただきたい。

3. 安心して子どもを育てられる支援を

保育園の民営化、学童クラブの民間委託など、「安上がり」であればよいという考えは結局、子どもたちにしわ寄せを求めることとなります。労働条件を指定管理者、受託者任せにせず、働き続けられる職場環境について区は重大な関心を持つべきです。また、子育て支援の充実はいっそう重要で、出産費用の軽減や保育園、学童クラブの待機児をゼロにする積極的な予算編成にすべきです。

【国・東京都へ要望していただきたい】

【重点要望】

1. 児童福祉施策に対する東京都の補助金・交付金などの復活・拡充を求める。
2. 東京都の民間社会福祉法人の福祉施設への補助金廃止をやめること。
3. 保育所の国の最低基準を引き上げるとともに、自治体への超過負担の解消のため、大きく国庫負担を引き上げること。
4. 認証保育事業は、父母負担増が問題です。東京都として父母負担への財政支援を行うこと。特に月の途中入所に対する補助金を実施すること。
5. 東京都が『サービス推進経費』の大幅減を強行しないように強く求め、あわせて『公私格差是正事業』の復活を強く求めること。
6. 北児童相談所の建て替えや耐震補強などを行い、また一時保護所の再開や、養護施設の増設をすすめること。

【区に対して】

【重点要望】

1. 区立保育園の「民営化」をやめること。
2. 学童クラブの民間委託をやめること
3. 委託された学童クラブの一部では、人材確保や安定した雇用が守られず、各クラブ間の格差も広がっています。指導員の労働条件の水準を確保する規定を設けていただきたい。
4. 保育園・学童クラブの新設を行い、待機児をなくしていただきたい。
5. 第二子以降の子どもを認可外保育施設（認証、保育室、家庭福祉員ほか）に預けている世帯についても保育料の減額助成をしていただきたい。
6. 「あいキッズ」については、父母や関係者の意見・要求を十分にふまえること。とくに学童クラブでの保育が、放課後対策のなかに解消されることのないよう、特段の取り組みを実施すること。

7. 栄町保育園については、閉園・廃園させることなく、建物を耐震化し、存続させること。

I. 安心して子どもを生き育てることができる保育行政を求めます。

1. 希望者が全員保育園に入所できるよう公立保育園の増改築、新設、私立保育園への助成拡充を行い、特に3歳未満児の待機児の解消を直ちにすすめること。
2. 0才児の定員を減らし、1才児や2才児の受け入れに振り替えることはやめること。
3. 第二子以降も確実に同じ保育園に通園できるように改善すること。
4. 公私格差是正の廃止にともない、都の補助金が減額となっている民間保育園に対しては、区としての支援を行い、保育水準を守ること。
5. 保育料の値上げを行わず、区民の生活実態を把握し値下げも検討すること。同時に現行の応能保育料方式を守ること。保育料の減免制度をさらに拡充すること。
6. 延長保育料の応益負担を、応能負担に変えること。
7. 要望の強い保育園について、延長保育の枠を拡大し、必要な人的配置を行うこと。
8. 保育室・認証保育所の未充足対策としての財政支援を復活すること。
9. 各保育室が、今後、認証あるいは認可園に移行する際、今日までの実績を評価し、区としての支援強化を図ること。
10. 認証保育所が変わる保育室に対して増改築費を区として保障すること。
11. 待機児対策については、定員の詰め込みをしないこと。これまでの一人あたりの面積を守り、保育水準を守ること。
12. 家庭福祉員の休暇取得の保障など身分保障の改善をすること。また、保育交流や研修を実施すること
13. 現行のベビールームの存続、また新たな基準を満たさない施設については、移転も含め対応すること
14. 保育補助員制度のもとでパートを削減しないこと。同時にパートの時間単価の切り下げをせず、身分保障をすること。
15. 認証保育所の父母負担への財政支援を、区として行うこと。
16. 保育園の給食の民間委託をやめていただきたい。
17. 老朽化した保育園の改修工事を行うこと。
18. すくすくカードを拡充していただきたい。また、新生児誕生祝い事業の金券給付の代替となるよう、区内共通商品券を入れてください。

II. 放課後における子どもの健全育成のため、学童クラブの充実をもとめます。

1. 学童クラブの民間への委託をやめ、これまでどおり区立区営で実施すること。
2. 学童クラブの土曜日開所をしてください。学校休校期の保育時間の延長を実施す

ること。

3. 児童福祉施設への維持補修費などの一般需要費、特に消耗品の増額を図ること。
4. 学童クラブの職員は、正規職員2名以上を必ず守り続けること。
5. 耐震上、あるいは老化の激しい児童福祉施設の改築を緊急に実施すること。
6. すべての学童クラブの入所について、希望者全員がはいるように、必要な地域には増設、増改築を行うこと。
7. 学童クラブの障害児受け入れの定員枠をふやすこと。そのための人員配置、施設増改築を行うこと。障害児2人に1人の指導員を確保されたい。また、送迎を保護者がしなくてもいいように、対策を検討していただきたい。

Ⅲ. 子ども家庭支援センターの役割・機能の充実を求めます。

1. 職員の増配置をすること。
2. 保育士の資格者を増やし、児童福祉士などの専門家を配置すること
3. 被虐待児への緊急対応のための一時保護施設を、区独自で設置すること
4. ショートステイ、トワイライトステイの継続・拡充ができるよう、区として財政支援を強化すること。
5. おいっちに（012）ひろばを増やすこと。
6. 成増のおいっちにひろばの子ども用トイレ設置と調乳室をつくるなど、改善すること。

4. どの子ども伸びる、ゆきとどいた教育を

経済的格差と貧困が急速な広がりは、学校教育の内部に浸透しつつあり、父母負担感の格差、いじめ・不登校の潜在的沈殿を直視しなければなりません。学力テストなどによる過度の競争や学校選択制による学校間競争についても見直す必要があります。耐震補強工事の着実な実施、学校図書の基本冊数実現など優先的予算配分を求めます。

【国・東京都へ要望していただきたい】

【重点要望】

1. 「教育の機会均等とその水準の維持向上」という法の目的にふさわしく、義務教育国庫負担制度を堅持・拡充すること。
 2. 特別支援教育制度については、十分な専任の教職員の配置、専用の教室確保など、条件整備の実施を前提にすること。
 3. 教育現場への『日の丸・君が代』の強制を行わず、子どもたち、教職員の思想・信条の自由、人権を保障すること。
-
1. 30人学級の早期実現を東京都に求めること。
 2. 小・中学校生徒への就学援助に対し、東京都として上乗せ拡充すること。
 3. 教職員配置基準の改定で、従来より教職員が減る小学校が生まれるが、これまで通り配置をしていただきたい。
 4. 奨学金制度の堅持と充実をはかること。
 5. 障害児学級編成基準は1学級8名を6名とすること。
 6. 都立高校統廃合計画を再検討し、希望するすべての子どもたちの高校進学を保障する制度を確立すること。
 7. 都立高島・板橋養護学校で、児童生徒の学習環境が保障されるよう条件整備をすすめること。
 8. 志村高校跡に設置予定の板橋学園は、生徒や保護者、地域の要望を取り入れたものにする。そのための機会を設けるよう、要望していただきたい。

【区に対して】

【重点要望】

1. 学校選択制は、学校間格差の是正、地域コミュニティの保全の観点から見直すこと。
2. 学校の耐震補強工事を着実に実施すること。

3. 式典や行事等で「日の丸・君が代」を強制するのではなく、各学校の自主的を尊重すること。
4. 不登校・いじめ問題を、学校だけでなく地域や児童相談所など、子どもの人権を保障する専門機関とも連携し、取り組んでいただきたい。
5. 就学援助を生活保護基準の 1.5 倍にし、補助内容についても法外援護事業の拡大など充実をしていただきたい。
6. 修学旅行や給食費など、父母負担の軽減をはかること。
7. 各学校の施設改善要望については義務教育基金の活用などを含めて十分応えられるようにすること。
8. 専任図書館司書の各学校への配置を計画的に進め、学校図書や教材研究を充実させること。
9. 特別支援教育において、コーディネーターを、複数配置すること。
10. 特別支援児童・生徒への指導を行っている「巡回指導員」は、各学校 1 名を確保し、一人が何校も担当するのではなく、せめて週 2 回は同じ学校を担当できるように、大幅に増員してください。
11. 区立図書館については、第 169 国会における衆参両院の付帯決議で指摘された「指定管理者制度の導入による弊害」を是正するための対策を検討・実施するとともに、直営での運営に戻す準備をすすめること。
12. 板橋区教育振興推進計画は、ひろく区民・父母・教職員の参加のもとで策定にあたること。

I. 子どもたちのわかる喜びあふれる学校づくりを求めます。

1. 教育課程の編成について、学校の教職員の自主性、創造性を十分に尊重すること。
2. 総合学習の予算を増額し、グループ学習などを行う場所を確保すること
3. 学習指導員の人数を増やし、せめて小学校で週 1 回の配置をすること。またスクールアドバイザーの訪問回数を増やすこと。
4. スタディーサポーターの身分保障を充実させ、必要な学校には複数配置を行うこと
5. 子どもたちのために、各種鑑賞教室への補助を拡充すること

II. 一人一人の発達を保障できる障害児教育の推進を求めます。

1. 知的障害学級の教育条件を確保するために、小中学校ともに学級の新設、または学級を増設すること。
2. 特別支援学級設置校全校に非常勤講師・再雇用以外の介添え員を配置し、また子どもたちの発達に配慮した介添え員の 1 年以上の継続雇用を区独自で行うこと。同時に常時必要とする人的配置なのだから、臨時職員から非常勤職員化を早期に図る

こと

3. 特別支援学校のコーディネーターと副籍受け入れ校との連携を密にし、受け入れ校での理解啓発を行うこと。また、受け入れ校のバリアフリー化を行うこと。
各区立小中学校におけるコーディネーターと学習指導員を複数で配置するとともに、コーディネーターは専属にすること。
4. 障害児の地域活動を保障するため、各特別支援学校や小中学校と地域のボランティアの連携をとり、地域における障害児の放課後や中・長期の休日の活動ができるように進めること。

Ⅲ. 子どもたちの心とからだの健康を守り、人権が守られる学校づくりを求めます。

1. 不登校児童・生徒を受け止め、児童虐待を発見する役割も果たしている保健室の施設改善と、養護教諭の複数配置を行うこと。
2. 各学校に教育相談室の施設整備を行うこと。
3. 校則について、子どもたちの自主性を尊重すること。
4. 校内暴力・体罰の実態把握と調査のシステムを確立し、体罰を含むすべての暴力を学校から根絶する取り組みを強化すること。
5. 不登校児童・生徒の実態把握を行い、すべての学校で相談体制の確立を行うこと。
6. 不登校を考える親の会など民間の団体への公的援助など育成策を検討すること。
7. 教育の一環である学校給食は、民間委託をやめ、直営で行うこと。
8. 正規の学校栄養士職員を全校に配置すること。
9. 区立小中学校全校の各トイレに1つずつ洋式トイレを設置すること。
10. 散水機の設置、地面の改良など、校庭の砂塵対策をすすめること。
11. 区立小中学校への『緑のカーテン』設置を拡充していただきたい。
12. 区立中学校の部活動に対する助成を増額するとともに、外部指導員の積極的活用を図り、顧問教員の異動によって部活動が継続できなくなる事態を防止していただきたい。
13. 「学校の森」の維持管理に対し、予算措置を図るとともに、老朽化した遊具については各学校の要求をふまえ、改修などをすすめること。
14. 各学校に冷水器を複数設置していただきたい。
15. 天津わかしお学校への理解がさらに深まるよう、区内の学校との交流や学校説明会の充実を求める。
16. 校庭の芝生化を進めるため、予算措置を図るとともに、父母・地域の協力体制など必要な条件整備のための区としての支援を実施すること。

Ⅳ. 民主的な学校運営のもとで、教職員の専門性、自主性、創意を生かし、ゆとりある教育実践を保障する学校づくりを求めます。

1. 教職員、学校への強制的な研究校指定・主幹制度は行わないこと。あくまでも学校の全教職員合意のもとで決めるよう、区が援助すること。
2. 職員会議の民主的な運営を保障すること。
3. 教職員の勤務実態調査を行い、全教職員が定められた休憩時間をきちんと取れるようにすること。長時間過密労働を解消すること。各種休暇を安心して取れるよう条件整備を行うこと。
4. 統廃合を行った学校への教員加配等の措置を継続すること。
5. 教職員の研修は、教職員の自主性を尊重すること。各学校に教職員の休養室を設置すること。
6. 中学校での部活動における教員の勤務時間外指導への報償費と指導補助員の指導報償費を引き上げること。水泳指導補助員の手当を増額し、2学級以下の全学年に補助員を配置すること。介助が必要な児童の夏期プールについて介助員をつけること。
7. 宿泊の伴うすべての学校行事に医師と2名の看護師を配置し、虚弱体質や持病のある子どもたちが安心して参加できるようにすること。
8. 学校用務の外部委託は中止すること。

V. 学校の安全対策の抜本的な強化を求めます。

1. 学童擁護員の配置について、増員して登下校時の安全を守ること。
2. 警備員による巡回の実施、各教室への防犯ベルの設置など学校の安全に万全を期すこと。

VI. 教育にかかる父母負担を軽減し、教育を受ける権利を守ることを求めます。

1. 経済的理由により、就学困難な青少年が相談できる窓口を、学校や区民事務所などに設置し、その事業を駅やコンビニなどでPRすること。
2. 義務教育における私費負担のあり方を抜本的に見直し、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、裁縫セット、体育着、社会科見学・遠足の交通費、演劇教室、音楽鑑賞教室など、父母負担の軽減をはかること。また、総合的な学習の時間にかかる経費について公費負担を広げること。
3. 学校納入金の銀行引き落とし手数料を減額すること。

VII. 人格形成の土台となる幼児期を豊かにする幼稚園事業の拡充を求めます。

1. 区立幼稚園の廃園・統廃合、民間委託を行わないこと。
2. 私立幼稚園への助成・私立幼稚園保護者負担の軽減事業を拡充すること。
3. 区立幼稚園の定員の拡充をめざし、必要な職員体制、施設整備を行うこと。

VIII. 真に区民に開かれた教育行政を求めます。

1. 40人学級を前提とし、小規模校を切り捨てる「板橋区公立学校適正規模・適正配置審議会答申」に基づく計画は作らないこと。
2. 教科書採択は現場教職員の意見を十分に尊重すること。
3. 「いきいき寺子屋」は、あくまで自主的なものとし、休日に地域で行われている「子どもまつり」や「青空学校」「子ども会活動」など、自主グループの活動を支援すること。

ix 図書館行政について

1. 利用者、学識経験者等も参加する第三者機関として「図書館協議会」を設置すること。
2. 図書館資料費を増やし、音楽CD、DVD等の活字メディア以外の資料についても、より充実させること。
3. 中央図書館のバリアフリー化を実現すること。

5. 不況対策のために雇用、中小商工業者、農業への支援の強化を

実体経済とクレジットバブルが同時に破綻するという未曾有の金融危機が世界同時不況を引き起こしました。日本の大企業は「雇い止め」「派遣切り」などで労働者の生活権を奪い、十分にある内部利益を守ろうとしています。労働者の生活は厳しく、その最低賃金は購買力平価で1時間あたり493円にすぎません。ヨーロッパでは1,000円以上にすることをすでに決めています。中小業者もまた、2割～3割の単価切り下げが押し付けられたあげく、この大不況の影響を直接受けています。融資環境はますます厳しくなることが予想され、行政の強力な支援がどうしても必要です。また、消費税の増税は景気の底から抜け出す機会を奪い、弱者への負担増は必死です。食料自給率については4割を切るほど外国からの輸入に頼った結果、安全性への信頼を失うことになりました。今後長く続く不況を区民が乗り切っていけるように、板橋区が全力を尽くすことを求めます。

【国・東京都へ要望していただきたい】

【重点要望】

1. 最低賃金を購買力平価で時給1000円以上の引き上げを求めています。
2. 非正規雇用労働者が正規雇用労働者と同様の労働条件になれるよう、また、正規雇用になれるよう国の指導を強めるよう国に求めています。
3. 地域の現状を踏まえた金融行政ができるよう、信金、信組の監督・検査権限を金融庁から都道府県に移すように、国に求めています。
4. 業者に対する設備費補助、家賃補助等の制度をつくるよう東京都に求めています。
5. 「新・元気出せ商店街事業」の財源を東京都が全額保障するように、強く求めています。
6. 都市型農業、地産・地消事業に対する補助制度を強めるよう東京都に求めています。
7. 市街化区域内の生産緑地の指定要件を500㎡から300㎡に緩和することを、国に求めています。また、農業用施設用地への農地並み課税を求めています。

【区に対して】

【重点要望】

1. 区独自の「借換制度」を創設していただきたい。
2. 信用保証を受けても融資を受けられない場合は、区があっせん者の責任で直貸しができるよう新しい制度を創設していただきたい。
3. 信用保証料の負担軽減に踏み切っていただきたい。
4. 不況対策として仕事おこしにつながる「住宅リフォーム資金助成事業」を復活していただきたい。
5. 指定管理者が管理・運営する事業の労働条件点検については、非正規雇用についても指導していただきたい。
6. 教育委員会関係の小規模事業者登録を広げていただきたい。
7. 区内各地域で、緊急経営相談会を行っていただきたい。

(1)商業支援について

1. 区内共通商品券の発行規模を大幅に拡大できるよう支援をしていただきたい。
2. 「生鮮三品」商店のない約4割の商店街に、「とれたて村」などの施策と合わせて産直型の商店ができるようにしていただきたい。
3. 公衆浴場の経営支援を抜本的に強化し、廃業をしなくてもすむような施策を展開していただきたい。とくに、バリアフリーなどの設備投資、リフォームのための支援を強めていただきたい。
4. 仕入れ・搬入等のための駐車スペースを必要とする商店街には積極的に相談にのっていただきたい。
5. 福祉サービスなどの商店振興について、全国の取り組み状況をわかりやすい資料を作成して商店に配っていただきたい。
6. ショッピングロード整備費を全額補助していただきたい。
7. 商店街の街路灯への全額補助を検討していただきたい。
8. 500平方メートル規模以上の大規模店の出店計画については、近隣商店街への説明会を義務付けていただきたい。
9. 商店会に加入していない大型店舗やコンビニ、チェーン店に対し、商店会加入を求められることができるよう要綱に定めていただきたい。
10. 空き店舗対策として、店舗を活用したい人のために、持ち主と相談のうえ広報等で空き店舗状況を定期的に掲載していただきたい。
11. 引き続き「朝市」に対して区の補助を行ってください。

(2)工業支援について

1. 町工場への訪問活動を充実させ、仕事増やしのためのネットワークづくりに取り組ん

でいただきたい。

2. 熟練技術者へ「板橋版マイスター」制度を創設・充実を図っていただきたい。
3. 創業者に「仕事場」確保のための家賃助成制度を創設していただきたい。
4. 老朽化した町工場がリフォーム、耐震補強をする場合の助成制度を創設していただきたい。
5. 「労働月間」などのポスター掲示を区内業者への協力を強めていただきたい。

(3) 農業支援について

1. 学校や保育園、福祉施設、病院などの給食で、地場農産物が利用できるようにし、輸送の支援をすること。
2. 生産緑地に指定できない500㎡以下の農地への区独自の支援をおこなうこと。
3. 区民とともに都市農業を守る事業として、全国的に注目されている「農業体験農園」について、研究し、実施に向けた検討をしていただきたい。
4. 区民農園について、2年継続利用できるようにしてください。
5. 「中高年ホームファーマー制度」の創設を図り、耕作者のいない農地と耕作意欲のある中高年を結び付けていただきたい。

(4) 雇用について

1. 区の公共施設で働く民間労働者が、プライバシーを守られつつ気軽に相談できる体制をつくっていただきたい。
2. 区のホームページに青年の雇用支援ページを作っていただきたい。
3. パソコン教室なども含め、青年の就労支援を強化していただきたい。
4. 青年が、職業訓練校や専門学校などに入れるよう支援していただきたい。
5. 「ポケット労働法」を成人を祝う会などで配布していただきたい。

6. 住まいは人権。

安心して住み続けられるまちづくりを

格差と貧困が広がる中、区民の住まいに対する安心を作ることは重要な課題となっています。都営・区営住宅においては新設が行われず、入居基準が引き下げられ、公団・公社住宅では「近傍同種」の考え方によって家賃値上げが行われています。区民の生活実態に見合った公営住宅の新設や家賃助成が求められます。災害に強いまちづくりは、再開発や都市再生などではなく、自分の家に潰されて死なない、けがをしない、財産が守られる、逃げ出さなくても大丈夫な住まいづくりを基本にすすめるべきです。

【国・東京都へ要望していただきたい】

1. 病院や大規模集客施設、私立の学校、幼稚園、保育園、民間福祉施設、すべての個人住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめるため、責任を明確にした体制の確立と支援措置を強めること。
2. スーパー堤防事業を見直し、緊急な河川改修に予算の重点をおくよう国に求めている。
3. 耐震偽装事件に象徴される欠陥住宅問題の被害をなくすために、建築確認・検査制度を民間まかせにせず国、都の責任を明確にし、消費者保護、被害者救済などの制度改善を行うこと。
4. マンションの維持・管理、大規模修繕に対する公的な支援、耐震診断・改修への助成、共用部分のバリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去などへの支援を、国に求めること。
5. 都に対して、東京一極集中と環境破壊をもたらす「都市再生」をはじめとする開発計画を中止するよう求めている。
6. 都に対して、住宅やマンションの耐震診断、耐震・不燃化工事への補助、家具の転倒防止対策へのアドバイザー制度などの支援を強化するよう求めること。
7. 区分所有法改正による建て替え時におけるマンション住民追い出しなどにならないよう、公正な第三者機関の設置を、都に求めている。
8. 都市防災不燃化促進事業の都の補助単価を大幅に引き上げるよう求めている。
9. 私立の学校、幼稚園、保育園、民間福祉施設への耐震診断、耐震補強工事等への助成を都に求めている。
10. 国に対して、公営住宅への入居基準引き下げを撤回し、増設計画を持つよう求めること。
11. UR（公団・公社）住宅などへの近傍同種家賃の導入をやめ、勤労者の負担能力に合った家賃設定とするよう求めること。
12. 独立行政法人都市再生機構がすすめている賃貸住宅の大規模な削減計画をやめ、居住す

- る区民が安心して住み続けられるよう、国と機構に要請していただきたい。
- 13.都営住宅の新規建設、建替え時の増築を都に求めていただきたい。
 - 14.都営住宅の建替え時に、居住者の負担を軽減するために、転居費用に対する支援の拡充、建替え時期を早期に発表することを、都に求めていただきたい。
 - 15.都営住宅の入居基準をこえる世帯も含め、負担可能な家賃で入れる応能型の都立住宅の建設を求めていただきたい。
 - 16.都営住宅の家賃全額免除制度を復活するよう求め、青年単身者、新婚用特別枠など入居制度の改善を求めていただきたい。
 - 17.エレベーター、スロープの設置など、都営住宅・供給公社住宅のバリアフリー化の促進を求めていただきたい。
 - 18.国・都に対して、区内循環コミュニティバス整備のための助成を求めていただきたい。
 - 19.都営三田線、東京メトロ、東武東上線、JRの区内各駅のバリアフリー化について、法で定められた2010年までに、必ず完成させるよう働きかけを強めてください。
 - 20.都営三田線上り下り各ホームへのエレベーターとエスカレータの設置を求めていただきたい。
 - 21.東京メトロ、都営各地下鉄のすべての地下ホームの冷房化を求めていただきたい。
 - 22.東京メトロ、都営各地下鉄のすべての駅について、ホームごとに避難路を確保するための整備工事を早急にすすめるよう求めていただきたい。
 - 23.地下鉄駅への災害浸水対策を十分に行なうよう求め、避難マップを地下鉄駅構内で周知するよう求めていただきたい。
 - 24.都立老人医療センター、ナーシング、老人総合研究所、看護学校の建替え計画については、地域住民や板橋区、板橋区議会が参画する協議会を設置するなど、民主的なまちづくり手法を取り入れるよう、東京都に求めていただきたい。
 - 25.消防団員の報酬、費用弁償の引き上げ、処遇の改善を行うための新たな補助制度、施設整備を都に求めていただきたい。
 - 26.視覚障害者が安心して移動できるように、主要幹線道路の横断歩道に音響式信号を設置していただきたい。
 - 27.国道・都道については電柱等の移動、地下化を要請していただきたい。
 - 28.また国道・都道をだれもが安心して歩くことのできる、自転車が安全に走ることができる歩道と自転車道の整備を求めていただきたい。

【区に対して】

【重点要望】

○まちづくりは、開発優先から、防災を重視した住民参加型に転換すること。

1. 上板橋駅南口駅前再開発事業の白紙撤回し、住民参加でのまちづくり計画を進めてください。

2. 木造の一般個人住宅に対する耐震診断、耐震補強工事の助成制度の対象の更なる拡大と、助成額の引き上げを図ってください。
3. 家具転倒防止金具の取り付け工事への助成制度の対象者の拡大と、普及計画を明確にした取り組みを行っていただきたい。
4. マンションへの耐震診断に対する助成を強化・拡充し、耐震工事に対する助成も実施していただきたい。
5. 住宅用火災警報器の設置を促進するために、全区民を対象にした助成制度を創設していただきたい。
6. 区営住宅、高齢者住宅を増設すること。
7. 民間賃貸住宅に暮らす高齢者や子育て世帯、「生活困窮フリーター」と呼ばれる、低賃金のために家賃が払えない若者などにたいする家賃補助、敷金・礼金など住宅確保のための初期費用貸付など、区として助成制度を創設すること。
8. 中高層建築物紛争予防条例を改正し、近隣住民の諸権利と住環境を保護していただきたい。
9. 解体工事の事前説明についての要綱を作っていただきたい。
10. 建築物の高さ制限条例、景観保護条例を策定していただきたい。
11. ワンルームマンションの乱開発に歯止めをかける条例を作っていただきたい。
12. 火葬炉付きペット斎場建設規制の条例を作っていただきたい。
13. 大山地域のまちづくりについて、地域住民、町会、商店街といっしょに計画を策定すること。
14. 日大板橋病院の「移転」計画については、地域住民の意見をよく聞くこと。

I. 大地震・災害に備えた防災対策の充実を求めます。

1. 木造家屋の無料耐震診断を区が積極的に調査を行っていただきたい。とくに一人ぐらし高齢者の実態を調査すること。
2. 災害専門ボランティアの育成をさらにすすめ、日常的に活動できるようにすること。
3. 消防団員の報酬、費用弁償の引き上げ、処遇の改善をしていただきたい。
4. 倒壊の危険のあるブロック塀に対する撤去・補修の補助制度を創設すること。
5. がけ地の調査結果をふまえ、補強工事の助成制度を作ること。
6. 豪雨時に雨音でアナウンスが聞こえないなどの問題点を改善し、水害に関する情報を確実に区民に届けるためのシステムを確立していただきたい。
7. 高齢者・障害者など、いわゆる「災害弱者」の実態把握に努め、具体的な対策・計画を立てていただきたい。避難所での酸素供給の対応をしていただきたい。
8. 防災計画について、避難所、備蓄物資など地域ごとの実効性を高める見直しを行っていただきたい。

II. 誰もが安心して居住できる住宅環境の改善を求めます。

1. マンション共用部分の改修への融資制度を創設していただきたい。
2. 区営住宅の使用承継の対象を縮小しないこと。
3. 高齢者、障害者、母子、若年ファミリー層への家賃補助制度を充実させること。
4. 不動産契約についてのガイドマップをつくること。
5. 区内マンションの「マンションカルテ」の充実・更新を行い、正確な実態をつかむこと。
6. マンション相談体制に、区内の「マンション管理士」の活用を行い、区ホームページに紹介し、「マンション管理士制度」の有効な活用を検討すること。
7. 長期修繕計画の未作成のマンションに対する建物診断費用、長期修繕計画作成の助成制度の創設をすること。
8. 既存の分譲マンションへのバリアフリー化への助成制度の充実を図ること。
9. 安全な飲料水を維持するために、受水槽の清掃等、法規制のない10トン以下の受水槽に対し、助成制度を導入し奨励をすること。
10. 民間の建築確認業務について指導を強め、建設計画に対する住民説明を軽視することのないようにしていただきたい。
11. 区ホームページのマンションコーナーを相談に応じられるページにするとともに、定期的に更新をすること。
12. 区立住宅の家賃の引き下げ、入居を促進すること。
13. 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅において、収入減となっている居住者や入居を希望するファミリー世帯への、区独自の家賃助成を行っていただきたい。

Ⅲ. 安全、便利、暮らしにやさしいまちづくりを

1. 商店街が、マンション建設によって壊されないよう、まちづくりの環境整備基準をつくること。
2. すべての公共施設トイレの男女別、洋式化の改善を前倒しでおこなうこと。
3. 子どもへの犯罪防止の観点から公園指導員を積極的に配置すること。
4. すべてのバス停に屋根とベンチを設置できるよう関係者と協議し、早期実現をはかっていただきたい。
5. 歩車道間の段差解消を計画的にすすめ高齢者、障害者に配慮した道路に改善をすすめること。
6. 放置自転車対策として、全駅に必要な台数の駐輪場を鉄道事業者などと協力し確保すること、また、ガードマンを常時配置していただきたい。
8. 区道の歩道と自転車道の整備をはかっていただきたい。
9. 東武練馬駅臨時改札口の改札時間の延長を東武鉄道に求めていただきたい。
10. 東武練馬駅踏み切り周辺の駅前整備については、地域の住民、商店街と合意のもとですすめること。
11. 区内の各施設に設置されている「だれでもトイレ」に障害者が利用できるベッド

(折りたたみ式で可) を設置してください。

7. 環境施策の充実と大気汚染対策を

「エコポリス板橋」を掲げる板橋区には、温室効果ガス削減を始めとする地球温暖化防止のための積極的な対策が期待されています。

中山道や川越街道、環七、環八などの一般幹線道路および高速道路が縦横に通る板橋区にとって、環境対策を抜本的に強化し、大気汚染、騒音・振動など自動車公害から区民の健康と暮らしを守ることが急務です。

そして、緑地を確保する積極的な取り組みも益々求められています。

ごみの減量は、生産・流通段階での減量と家庭での分別と資源化を徹底すべきであり、ごみ発生責任を消費者に一方向的に押し付ける家庭ごみの有料化はおこなうべきではありません。また廃プラスチックの焼却処理（サーマルリサイクル）は、利潤優先ではなく地球環境を守る立場に立った区の環境行政こそ求められています。

【国・東京都へ要望していただきたい】

【重点要望】

1. 地球温暖化抑止に、一刻の猶予も許されない。人類的課題としてとりくむこと。
 - 1) ただちに温室効果ガスを大幅に削減する中期目標を明確にしていきたい。
 - 2) 最大の排出源である産業界の実質的な削減を実現していただきたい。
 2. アスベストの被害者全員の救済を国に求めていただきたい。
 3. 東京都の『都市再生』計画に反対していただきたい。
 4. ゴミ発生抑制のため、拡大生産者責任を、製造、使用、販売の廃棄にいたるまで明確にした法改正を国に対して求めていただきたい。
 5. 環8道路について、次のことを求めていただきたい。
 - 1) 大気汚染・騒音対策について、相生町交差点への常設の大気汚染測定室を設置するよう求めること。
 - 2) 新型遮断壁の採用を含めた効果的な騒音対策の実施の内容を、都が尊重するよう求めること。
 - 3) 道路周辺の緑地と樹林をふやすこと。
 6. 板橋区役所周辺に大気汚染測定室を設置すること
 7. 十分な条件整備をしないまま、テレビのアナログ放送を打ち切らないこと
-
1. 都、及び清掃一部組合に対し、灰溶融炉から生まれる「スラグ」の化学物質汚染について、実験を長期に行うよう求めていただきたい。
 2. 土壌汚染対策として、工場等の廃止や土地の改変時における調査は、第三者機関が行い、

全面的に公開するよう求めていただきたい。

3. 低周波公害について基準をつくるため、測定、データ収集など東京都と連携をとってすすめていただきたい。
4. 化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化すること
5. 大和町 交差点の周辺道路(中仙道・環七通り)の歩道部分に、中木程度の緑化を進めるよう、働きかけていただきたい。
6. 国に対し、「地下水も公共の財産」という認識に基づいた法体系の設置の必要性を働きかけていただきたい。

【区に対して】

【重点要望】

1. 家庭ごみの有料化計画は進めないでいただきたい。
 2. サーマルリサイクルを中止し、分別によるリサイクルをすすめてください。
-
1. ダイオキシン類対策、土壌汚染など環境汚染に対する「環境オンブズマン制度」を創設していただきたい。
 2. テレビ地上波の打ち切りの前に、家電リサイクルで排出時の負担軽減を低所得者に実施していただきたい。
 3. 効果の薄い「エコショップ制度」を止め、ISO14001に準じる公的環境認証制度を創設していただきたい。
 4. 幹線道路沿い50m以内にある小・中学校、保育園、幼稚園に通う子どもたちの健康被害を調査していただきたい。また結果を環境対策に生かしていただきたい。
 5. 大和町交差点、板橋区役所周辺に大気汚染状況を示す電光掲示板を設置していただきたい。
 6. 区内の公園を増やし、緑を増やすとともに、区立小中学校、公共施設での『緑のカーテン』設置、また学校の校庭の芝生化など、環境対策を進めていただきたい。
 7. アスベスト対策を個人住宅・民間零細業者への助成を含め、さらに充実させていただきたい。
 8. 区内の湧水の六価クロムの検査をおこなっていただきたい。
 9. 清掃車の事故防止のために、ドライブレコーダーを装備していただきたい。また職員を増やしてください。
 10. 生ゴミ処理機の助成拡大と生成物のリサイクル支援を行っていただきたい。
 11. 集合住宅での生ごみリサイクルを研究し、実験を行ってください。
 12. 分別不十分なゴミ集積所周辺の住民に対し、意識啓発を強めていただきたい。

13. 生ゴミリサイクルの出口確保のため、より完成度の高い「堆肥」の商品化、小・中学校、区民農園、区内の農家、公園や公共施設などでのいっそうの積極的活用を図っていただきたい。
14. 廃油の収集とリサイクルを研究し、福祉作業所等の利用者の仕事づくり等と結んで、廃油再利用をすすめて下さい。
15. 樹林地へのトラスト制度など、区民参加の仕組みを創設していただきたい。
16. シックハウス予防のガイドラインを作成していただきたい。
17. 保存樹木の管理費助成の増額など、支援を強めていただきたい。
18. ブロック塀の生垣化については助成額を拡大し、目標達成を堅持すること。
19. 保存樹木地指定区域の減少を食い止め、拡大するとりくみを強化していただきたい。
20. テレビ放送のデジタル化に関しての相談窓口を設置すること
21. 区庁舎や区の施設による電波障害対策を行っている地域について、デジタル化への対応は、区の責任で行うこと。
22. 農薬等の使用、保管状況を定期的に調査を使い、マニュアル通りの安全を確保できるよう指導を行っていただきたい。

8. 文化・スポーツ・社会教育の充実を

芸術や文化、スポーツは、人びとの豊かなくらしに欠かせません。芸術・文化、スポーツを楽しむ国民の権利を尊重し、その条件を整えることは行政の責務です。雇用の不安定、長時間労働、低い賃金が、少ない休暇や自由時間とともに、区民のそうした活動への参加を遠ざけています。芸術・文化やスポーツを市場原理だけにまかせては、その多面的な発展をはかることはできません。区民が健康で文化的な生活をいとなみ、誰もが平等に、文化、スポーツ、社会教育などを十分に享受できるようにするための環境づくりや条件整備をさらに充実させることが必要です。

【国・東京都への要望】

○文化・スポーツ・社会教育施策について

1. 文化芸術振興基本法を生かし、表現の自由や行政の不介入などの原則を守り、芸術・文化活動への公的支援を充実させること
2. 文化活動への税制支援を具体化すること。
3. 労災が適用されないなど、専門家がおかれている遅れた社会保障の現状をただちに解決すること
4. 劇場を支援する仕組みを実現すること。トップレベルへの重点支援だけ増やすのではなく、芸術文化活動全体の充実をはかること。
5. 映画団体が提唱している日本映画振興基金などの実現を図り、日本映画への支援をすすめること。
6. 国連の「子どもの権利条約」第31条にある、子どもの文化的権利を実現していくことや、学校での芸術教育や、子どもたちが芸術に親しめるよう環境を整備すること。
7. ぼう大な赤字をかかえ、スポーツをギャンブルにゆがめる「サッカーくじ」は廃止し、公正・透明な補助制度の確立をはかること
8. 国民本位のスポーツ振興を着実にすすめるよう「基本計画」を見直し充実させ、スポーツ予算を増やすこと
9. スポーツ選手、コーチのけが、故障時の労災認定を認めること
10. 西ヶ丘国立スポーツセンターは、一般国民も利用しやすくすること。
11. 史跡、文化財、文化遺産の監理、保護、文化財や歴史・自然環境を保存する予算を大幅に増やすこと。

【区に対して】

《重点要望》

1. 区内の文化、スポーツ団体の活動を支援する助成制度を拡充してください。
2. 荒川河川敷の駐車場は無料に戻していただきたい。

○芸術・文化活動について

1. 文化会館の小ホールの音響を改善すること
2. 文化会館職員が、基本的な舞台技術を会得すること。また、文化会館の企画を区民に魅力あるものにするためにも、アートコーディネーター研修などに参加し、企画立案能力を身につけること。
3. 和太鼓が練習できる場所を増やすこと
4. 集会所、会議室、体育館等の利用料を引き下げること
5. 集会所の修繕、改修の予算を増やし、使いやすくすること
6. 集会所、会議室へのビデオ・DVD設置をすすめること

○スポーツについて

1. スポーツ振興基本計画の策定し、区民が生涯にわたってスポーツを享受できるように区の計画をもつこと。
2. スポーツ・レクリエーション施設の耐震補強、施設整備を行うこと
3. 区民水泳大会ができる、屋内公認プールの建設を検討していただきたい。
4. スポーツ指導者の養成、認定、研修等への助成をしていただきたい。
5. 障害者が安全に、いつでもどこでもスポーツが楽しめるように、施設のユニバーサル化と活動への支援をすること
6. 指定管理者制度を導入した施設は、業者と区と利用者による協議会を設置して、施設の利用方法や運営について利用者の意見が十分反映できるようにすること。

○社会教育について

1. 社会教育会館の利用料は無料にすること
2. 社会教育会館が行う各種行事への助成を増やすこと
3. 社会教育団体の育成に力を入れること。
4. 青少年や若い世代の意見が反映できるシステムをつくり、自主的な活動が活発に行われるよう支援すること。
5. 大原社会教育会館の耐震補強及びリフォームを行うこと。

9. 区民参加・住民自治を貫き、民主的行財政運営を

区政の主人公は区民です。区民に開かれた民主的な行財政運営は住民自治の根幹です。政策決定のプロセスでの住民参加をいっそう進め、区民の納得と合意によって、区民によくわかる区政運営が必要です。また、国の「構造改革」路線による「貧困と格差」の広がりを少しでもくい止めるため全力をあげることに、職員削減ありきで、行政サービス切り捨ての経営刷新計画は抜本的に見直すことを求めます。

【国・東京都への要望】

《重点要望》

1. 消費税増税に反対すること
2. 規制緩和、民間開放施策の転換をもとめること
3. 新自由主義、市場万能主義、「官から民へ」の政策転換を求めること
4. オリンピックを理由とした「大規模開発計画」「インフラ整備計画」は中止すること
5. 東京都に対して「第二次財政再建推進プラン」の実施を中止するよう意見をあげていただきたい。
6. 東京都のオリンピック招致運動を都民に強制することはやめていただきたい。
7. 外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること

【区に対して】

《重点要望》

1. 区独自で住民税を引き下げること
2. 第二次経営刷新計画を中止すること
3. 区役所南館改築計画は、凍結し、区民合意に基づいて、再検討すること
4. スクラップアンドビルドや枠配分予算などの手法で、必要な予算を削減しないこと
5. 23区の財政自主権を確立する立場を貫くこと
6. 予算案の正式発表前に、主要な事業について区民の声を聞く機会をつくることを検討すること
7. 納税、保険料徴収などの窓口で、多重債務相談を行うこと。
8. 「自殺者対策」を全庁的に取り組むこと。
9. 郵便局で実施している各種証明書発行を、各地域センターでできるようにすること。
10. コミュニティーバス導入における検討のあり方について、試行から実施までの優先順位の決定は、区民、住民の納得と合意を貫くこと。
11. 「区民参加推進規程」を「パブリックコメント」に矮小化しないこと
12. ホームページの利便性を高めること
13. 区民の基本的な人権を守る立場から、個人情報保護について万全を期すこと。

14. 住民投票を含め、計画段階から区民参加を貫くことを定めた「住民参加条例」を制定すること
15. 住民基本台帳の閲覧について
 - ・ 警察の閲覧目的を明らかにすること
 - ・ 自衛隊員募集目的の閲覧はやめること
 - ・ 報道・学術目的の閲覧については、その成果を確認すること
16. 男女平等参画基本条例を区政のすみずみに活かすこと

○情報公開と区政の民主的運営について

1. 「行政評価」は行政施策全体の総合評価とするため、対象事業、評価指標を含め、住民参加で行う制度にすること
2. 特別職、財団役員の退職金制度を見直すこと。
3. 職員が区の補助団体に再就職する、いわゆる「天下り」はやめること。
4. 非常勤職員の配置が常態化している職場は、常勤化すること。
5. 非常勤職員、臨時職員の賃金を引き上げること
6. 運営委託・業務委託事業について、最低賃金を下回らないよう労務単価を契約書、仕様書に明記すること
7. 現在直営の区の施設への指定管理者制度の導入はやめること
8. 指定管理者制度を導入する現場で働いている臨時職員、非常勤職員については、続けて働けるようにすること。
9. 指定管理者制度を導入した施設について、次のことを必ず実施していただきたい。
 - (ア) 選考委員会を設置し、選考委員には利用者区民、家族を必ず入れ、公開すること。
 - (イ) 協定書には、専門性・サービスの質とその継続性・安定性、職員の身分、賃金・労働条件などの安定的確保を明記すること。
 - (ウ) 利用者と管理者と区の三者による運営協議会を設置すること。
 - (エ) 首長・議員、その関係者が経営する会社への指定をしない規定を設けること。
10. 行政のIT化は、以下の問題を解決して行うこと
 - (ア) 委託業者、下請け業者へのチェック体制を強化すること
 - (イ) IT職場の超勤の常態化を解消すること
 - (ウ) 労働安全衛生基準を守ること
11. 区が行う契約の透明性、公平性、平等性を確保するために、以下のことを行っていただきたい
 - (ア) 積算単価を公表すること
 - (イ) 入札予定価格を公表する対象を拡大すること

- (ウ) 物品・委託契約の「予定価格」を公表すること。
 - (エ) 「入札・契約」と「施工の管理」を一体化、連携をすすめ、「丸投げの禁止」「下請け契約の把握」「報告の義務化」をおこない、不当な労賃の切り下げを行われないよう「監視・指導」をする仕組みをつくること。これらを明記した「条例」の制定すること
 - (オ) 工事発注は、「JV」も含め、地元区内業者優先を貫くこと。
 - (カ) 随意契約の透明性を高めるルールをつくること。職員の複数のチェック体制で行うこと
12. 公共用地の跡利用については、地域住民との十分な理解を得ること。また、学校用地については、地域の防災拠点であり、地域コミュニティの場であったことをふまえた活用方法とすること。
 14. 区議会の様子を区民事務所、地域センターなどでもモニターテレビで放映すること
 15. 広報いたばしの活字を大きくすること
 16. 「わたしの便利帳」の企業広告は、全部後ろにまとめること。
 17. 区長への手紙を各施設や駅などに、たくさんおくこと
 18. 移動困難な人など希望する区民に、広報いたばしを、申請に基づき無料で送付すること。
 19. 公職選挙法に基づく法定ビラの配布について、集合住宅などで規制を行わないよう、管理組合などに理解を求めていただきたい。

○男女平等施策について

1. 女性の再就職のための相談、職業紹介を行うこと
2. 指定管理者・委託業者による事業運営に、男女平等を貫くこと
3. DVや子ども虐待防止のための関係機関との連携強化、相談機能の充実をはかること
4. 区職員の男性の育児休暇取得率を高めること
5. すべての審議会委員の女性比率を高めること

○在住外国人について

1. 外国人同士、外国人と区民との交流ができる機会・場所を提供すること
2. 外国人対象の防災訓練、セミナーの開催を増やすこと
3. 在住外国人の生活相談窓口を充実させること

○青少年の区政への参加

1. 子ども議会、中学生議会などの開催を検討すること
2. 青少年の声を区政に反映させる仕組みづくりの検討を。
3. 成人式のあり方について、当事者や前年度に祝われた人などが参加して企画できる仕組みを作ること。

10. 憲法と平和都市宣言を活かす区政に

日本国憲法をくらしのすみずみに活かしきる行政の姿勢がいまこそ重要です。とくに第9条に代表される平和主義には、ここ数年、国連をはじめとする世界からも、熱い視線が注がれています。アジアの諸国民からは、憲法9条の存在が戦後日本への信頼の土台となっているのです。「戦争でテロはなくなる」ということは、いまや世界の共通認識です。板橋区は、「板橋区平和都市宣言」の精神を貫き、平和と民主主義の砦として、草の根から平和の取り組みを発展させなければなりません。

【国・東京都への要望】

《重点要望》

1. 憲法9条改定を狙いとした日本国憲法の改定を行わないこと
 2. 自衛隊の海外派兵を行わないこと
 3. 東京都として非核平和都市宣言を行うこと
-
1. 従軍慰安婦に対する謝罪と国家賠償を求めること
 2. 治安維持法犠牲者に対する謝罪と国家賠償を求めること
 3. 被爆者援護法を制定すること
 4. 中国残留孤児に対する生活補償制度を創設すること
 5. すべての核保有国に、核兵器廃絶を求めること
 6. 非核三原則の法制化を行うこと
 7. 在日米軍基地を縮小・撤去すること
 8. 米軍関係者による犯罪、事故の捜査を日本の主権のもとで行うこと
 9. 横田基地を「軍民共用化」ではなく、「全面返還」を求めること

【区に対して】

《重点要望》

1. 国民保護計画に基づく訓練は行わないこと
 2. 板橋区平和祈念事業実行委員会に区民委員を入れること
 3. すべての小・中学校で被爆体験を聞く会を行うこと
-
1. 区民の内心の自由を尊重し「日の丸」「君が代」を公式行事で押し付けないこと

2. 大山公園に眠る戦没者の「慰霊碑」を建てること
3. 中央図書館の視聴覚ライブラリーに平和を語り継ぐビデオ、DVDを増やすこと
4. 中学生広島・長崎平和の旅に参加した中学生を平和実行委員会に参加できるようにすること
5. 板橋区「平和マップ」を作り、区内の戦争の歴史を区民に知らせること。区民事務所、地域センターなどで、配布すること。
6. 「平和の語り部」や平和ボランティアを育成し、区民と共同して平和事業を行うこと
7. 友好都市での原爆写真展開催を申し入れること

板橋区長 坂本 健様

2009 年度板橋区予算に対する
地域予算要望書

2008 年 12 月 12 日

日本共産党板橋地区委員会
日本共産党板橋区議団

2009年度予算に対する地域要求

日本共産党板橋区議団

- 前野公園、西前野公園、常盤台北口公園、見次公園、志村第三公園のトイレを改善していただきたい。
- 前野町小学校前のバス停にエコポリスセンターと地域センターの場所がもっとわかりやすいように表示の改善をしていただきたい。
- りそな銀行角からつながる放置自転車が歩道部分を狭くして歩行者が歩きにくくなっています。ロータリー部分だけでなくここも合わせて整理をしていただきたい。
- 前野小学校前のバス停の歩道橋下に「街のシルバーシート」を設置してください。
- SB通り前野三徳スーパー前に押しボタン式の信号を早くつけるよう警察に要請していただきたい。

- 常盤台公園にあるトイレに「だれでもトイレ」を作ってください。
- 区立東新保育園前の道路について、車両の通行規制や制限速度の低速化など、通園児の安全確保のための対策を実施してください。
 - 小竹向原駅前の自転車置き場を増設してください。
 - 区立大谷口上町児童遊園を新しい町並みにふさわしく拡張してください。
 - 環状7号線・武蔵野病院前交差点を歩車分離信号にしてください。
 - 台橋通り、東新町2丁目8番～東新1丁目49番、および東新町2丁目19番～東新1丁目34番の道路で歩行者の安全確保をはかってください。
 - 東山公園内に空襲犠牲者を慰霊し、平和を祈念する碑を設置してください。
 - フェンスで囲まれている茂呂遺跡について、史跡としてふさわしく整備してください。
 - 大谷口二丁目37-2先の歩道を区立大谷口二丁目公園と一体に、遊歩道として整備してください。

- 都道201号・高島平1丁目4番（西台中）と5番の一方通行出口にカーブミラーを設置してください。
- 高島平駅前の北側（高島平8丁目2-1、本屋さんの周辺）の一時停止の表示を、はっきり認識できるものに付け替えてください。

- 旧若葉小学校跡利用計画は住民の検討会要望を十分組み込んだものし、早期実現を図っ

てください。

- 若木2・3丁目地域の洪水対策をすすめてください。
- 若木通りの電柱を地下に埋設し、車いすでも通行できるよう歩道を整備してください。
- 補助238号線ときわ通りと西台中央通りの交差点に信号機を設置してください。
- 中台1-54-10番地先の区道不法占拠を解決し、隣接区民の要求する区道整備をすること。
- 環8本線に接続する補助249号線区道の擁壁に緑のカーテンの施工と散水用水道管の引き込みをしてください。

- 高島通りと環八の交差点の交通安全対策に取り組んでください。
- 志村3丁目駅付近のバリアフリー化、歩道整備と放置自転車対策を強化してください。

- 徳丸地域の各集会所の机など備品の更新をおこなってください。とくに、徳丸石川橋集会所の和室の机の更新を早急を実施してください。
- 赤塚一中の校庭側の道路は、大宮バイパスからの抜け道になっていて、猛スピードで走り抜けていく車があり危険な状況です。早急に同校周辺をスクールゾーンに指定し、通学時間帯の自動車の進入を禁止してください。
- 子ども動物園高島平分園を拡充してください。
- 徳丸地域にコミュニティバスを導入してください。

- 新高島平駅の高島通り側に駐輪場を設置してください。
- 徳丸橋から高島一中までの両側の歩道を広くしてください。
- 熱帯植物館を改修してください。
- 高島平ふれあい館を改修してください。
- 四葉子どもの池を来年も利用できるようにしてください。

- 和光市 と共同して早く水道橋に歩道を付けてください。
- 三園2丁目に公園をつくってください。また緑を増やしてください。
- 成増出張所を復活してください。
- 東京地下鉄赤塚駅出口2に、二機目のエレベーターを設置してください。
- 赤塚・成増地域に公立保育所を新設してください。
- 東上線成増駅と下赤塚駅周辺の駐輪場を作ってください。土地確保が難しい場合、駐輪場の地下化も検討してください。放置自転車が解決するまで、毎日ガードマンを配置し、は一時間も延長してください。
- 民間の駐輪場の利用料を、区と同じ料金になるように利用者に補助してください。
- 三園から赤塚4丁目方面まで悪臭がする時があります。原因調査と改善をしてください。

- 下赤塚、成増駅の開かずの踏み切り対策をしてください。
- 仲町地区・富士見地区に高齢者の介護施設をつくってください。
- 中山道くんだり方面「大和町」バス停は、富士見病院・大和病院に通う患者が多いので、緊急に雨屋の設置をしてください。
- 中板橋駅の北口側に、エレベーターの設置をしてください。
- 中板橋駅周辺の放置自転車対策として、公道に面した駐輪場の確保を緊急に進めてください。
- 中板橋駅の南口側を、駐輪場の地下化とともに半ロータリー化を図り、駅前広場を作ってください。
- 都営三田線の板橋本町のゆめパーク大和町側出入り口へのエレベーター設置をしてください。
- ときわ台駅の開かずの踏み切り対策を強力にすすめてください。
- 中根橋の橋の改修工事について、当初の設計図のように憩えるペースを入れた橋に改修を先延ばししないで実施してください。
- 中板橋、双葉町、栄町、常盤台1丁目の石神井川沿いのカラーブロックをカラーロードへ改修をすすめてください。
- 富士見団地の建て替えにともない生じる居住スペース問題の改善のため、区として敷地内に物置を設置するなど対策を検討してください。また、余剰地については、地域住民を入れた協議会を設置するよう、都に働きかけてください。
- 区立宮本公園のトイレに「だれでもトイレ」を設置してください。
- 旧板橋第三小学校跡地を、地域のお年寄りや子どもたちが利用しやすい施設にしてください。
- 都営地下鉄「新板橋駅」上り、下り両線にエレベーター・エスカレーターを設置してください。
- 都営地下鉄「新板橋駅」の板橋4丁目側出入り口を、階段の下（4丁目1番地の住宅側から、階段を上らずに駅に入れるように）に設置できないか、東京都に検討を求めてください。
- 稲荷台、加賀地域と区役所をアクセスするコミュニティバスの検討をしていただきたい。
- 清水町地域で広範に行われている「地上げ」で地域住民に不安が広がっています。長く住み続けている住民の権利が奪われないように、区としての対策をしていただきたい。
- 板橋三丁目防災街区整備事業は、権利者の利益を守ることと、周辺住民との協議を十分に尽くすこと。
- 都市計画道路87号線計画は、住民合意なしに強行しないよう求めていただきたい。
- 蓮沼地域に公衆浴場を作っていただきたい。また、今銭湯が遠くなったことで不便にな

っている人たちに、何らかの手立てを講じていただきたい。

バス路線の延長・新設について

- ときわ台駅から板橋区役所経由の路線の新設してください。
- 舟渡斎場前（舟渡 4-14-6）に停車する路線を新設してください。
- 練馬車庫発の石 0 3（成増駅南口経由石神井公園駅ゆき）のバスを、光が丘公園東側から日大光が丘病院と都営地下鉄光が丘駅経由にしてください。
- 幸町・大谷口地域から、板橋区役所、老人医療センターへの路線を新設してください。
- 高島平中央総合病院（高島平 1-69-8）を経由する路線を新設してください。
- 四葉地域と駅をつなぐバス路線を新設してください。
- 新河岸 3 丁目と駅をつなぐバス路線を新設してください。
- 高島平地区から成増駅に向かう路線を延長し、「成増駅北口」から高台通りを右折し、川越街道を左折、赤塚新町 3 丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る線（往復）のバス路線を新設してください。
- 高島平地区から成増駅に向う線路の「六道の辻」から直進し、川越街道を左折、赤塚新町 3 丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る路線（往復）のバス路線を新設してください。

バス運行時間の延長について

- 池袋駅東口発の池 5 5（小茂根 5 丁目ゆき）、光 0 2（光が丘駅ゆき）、練 9 3（練馬車庫）のバスを夜 10 時台まで運行してください。
- 東武練馬駅発の東練 0 2（志村 3 丁目駅＝志村車庫ゆき）のバスのうち、現行 1 時間 3 本の時間帯について、1 時間 4 本に増発してください。
- JR 板橋駅からの王 2 2（王子駅ゆき）のバスを夜 10 時台まで運行してください。

バス停等の改善について

- 王 2 2（王子～板橋駅～王子）の路線で「行き先表示」「バス停表示」を改善してください。
- 区内のすべてのバス停について、屋根（雨よけ）、ベンチの設置をすすめてください。なかでも、住民の要望が強い次のバス停については、狭小地、地下埋設物などに対する特別の工夫もほどこして、早急を実現してください。
 - ◆ 環状 7 号線＝姥が橋、稲荷台、大和町、富士見都営住宅、中板橋駅入口、南常盤台、東山町
 - ◆ 川越街道＝大谷口上町、下頭橋、常盤台入口、東新町一、上板橋一、桜川
 - ◆ 中仙道・山手通り＝仲宿、板橋本町、大和町、清水町、蓮沼町、東坂下二

- ◆ 王 2 2 路線＝板橋四、板橋三、加賀一、十条住宅、板橋給水場、区境
- ◆ 赤 5 1・5 7 路線＝仲町出張所前、栄町、板橋第三（中）
- ◆ 池 2 0、赤 5 6 路線＝高島平九
- ◆ 赤 0 2 路線＝大東文化大学、四葉町
- ◆ 東練 0 1 路線＝高島六の橋、高島第一（中）、新河岸都営住宅入口、グランド前
- ◆ 高 0 1 路線＝西高島平駅、高島第三（小）裏、高島平四、高島高校、赤塚公園、高島平警察署、
- ◆ 浮船 0 2 路線＝西台（中）、蓮根二、西台駅、地下鉄検車場、舟渡（小）、